

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等の設置者が当該保育所等を利用中の児童が睡眠時に死亡等する事故が発生することを防止するための機器を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、児童が安全にかつ安心して保育所等を利用することができる環境を確保し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）をいう。
- (2) 児童 保育所等において教育又は保育を受ける小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）であつて、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、保育所等の設置者であつて、睡眠時の児童の体の動き又は向きを検知等することにより、死亡等の重大な事故が発生することを予防する機能を有する機器（以下「補助対象機器」という。）を導入するものとする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保育所等の設置者が補助対象機器を導入する事業とする。ただし、次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 当該保育所等に在籍する児童の数を上回る数の補助対象機器を導入するもの
- (2) 過去に補助金の交付を受けて補助対象機器を導入した保育所等に導入するもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入費及び賃借料並びにこれらに付随する費用とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と500,000円とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項の交付申請書には、補助事業に係る経費明細書を添付しなければならない。

(決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)又は大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業変更承認申請書(様式第6号)又は大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)とする。

2 前項の承認申請書には、補助事業に係る経費明細書を添付しなければならない。

(承認通知書等)

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、補助事業に係る結果を記載した書面を添付しなければならない。

(確定通知書)

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第14条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(補助事業者の責務)

第17条 補助金の交付を受けて補助事業を実施した保育所等の設置者は、補助対象機器が児童の安全の確保を補助するためのものであることを踏まえ、補助対象機器を導入した後においても、引き続き、当該保育所等を利用中の児童の睡眠時における安全の確保に努めなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月2日から施行し、同年9月30日以後に補助対象機器を購入し、又は補助対象機器の賃借を開始した事業について適用する。
- 2 この要綱は、国の保育対策総合支援事業費補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

様式第1号（第6条関係）

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

施設名

代表者名

印

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

| | |
|---------------------------|--------------------------|
| 補助年度 | 年度 |
| 補助事業の名称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 補助事業の目的及び内容 | |
| 補助事業の経費所要額 | 円 |
| 交付申請金額 (内訳) | 円 |
| 補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日 | 着手 年 月 日 完了 年 月 日 |
| 添付書類 | 経費明細書 |

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

| | |
|---------------|---------------------------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 補助事業の目的及び内容 | 交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 交 付 条 件 | |

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第7条関係）

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

| | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 補助事業の目的及び内容 | 交付申請書記載のとおり |
| 交 付 申 請 金 額 | 円 |
| 交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由 | |

様式第4号（第8条関係）

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

| | |
|-----------------|--------------------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 取 消 金 額 | 円 |
| 取消し後の交付決定金額 | 円 |
| 取 消 し を し た 理 由 | |

様式第5号（第8条関係）

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

| | |
|--|--------------------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容 | |
| 変 更 を し た 理 由 | |

様式第6号（第9条関係）

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

施設名

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

| | |
|---------------------|--------------------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 補 助 事 業 の 変 更 の 内 容 | |
| 変 更 す る 理 由 | |
| 変 更 の 年 月 日 | 年 月 日 |
| 添 付 書 類 | 経費明細書 |

様式第7号（第9条関係）

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

施設名

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

| | |
|--------------------|--------------------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 中 止（ 廃 止 ） す る 理 由 | |
| 中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日 | 年 月 日 |
| 添 付 書 類 | 経費明細書 |

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

| | |
|-----------------|--------------------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 承 認 し た 変 更 内 容 | |
| 承認に係る事業の変更年月日 | 年 月 日 |

様式第9号（第10条関係）

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

| | |
|---------------|--------------------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 中止（廃止）の承認年月日 | 年 月 日 |

様式第10号（第10条関係）

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

| | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 補 助 事 業 の 変 更 の 内 容 | |
| 承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由 | |

様式第11号（第10条関係）

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業
中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

| | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由 | |

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

施設名

代表者名



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

| | |
|--|--------------------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 補 助 事 業 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日 | 着 手 年 月 日 完 了 年 月 日 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 補 助 金 の 既 交 付 金 額 | 円 |
| 補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補 助 対 象 金 額) | 円 |
| 添 付 書 類 | 補助事業に係る結果を記載した書面 |

様式第13号（第12条関係）

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業について、次のとおり大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

| | |
|--|--------------------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補 助 対 象 金 額) | 円 |
| 交 付 確 定 金 額 | 円 |

様式第14号（第13条関係）

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

施設名

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

| | |
|---------------|--------------------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 交 付 確 定 金 額 | 円 |
| 交 付 請 求 金 額 | 円 |
| 添 付 書 類 | |

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

施設名

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前に一括（分割）して交付を請求します。

| | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由 | |
| 補 助 金 の 既 交 付 金 額 | 円 |
| 交 付 請 求 金 額 | 円 |
| 添 付 書 類 | |

様式第16号（第15条関係）

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

| | |
|-------------------------------|--------------------------|
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 交 付 決 定 (確 定) 金 額 | 円 |
| 取 消 金 額 | 円 |
| 取 消 し 後 の 交 付 決 定 (確 定) 金 額 | 円 |
| 取 消 し を し た 理 由 | |

様式第17号（第16条関係）

大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育所等における事故防止推進事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

| | |
|------------------------------------|--------------------------|
| 返 還 金 | 円 |
| 返 還 理 由 | |
| 返 還 期 限 | 年 月 日 まで |
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 補 助 事 業 の 名 称 | 大津市保育所等における事故防止推進事業費補助事業 |
| 交 付 決 定 金 額 | 円 |
| 補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日 | 円 年 月 日 |
| 交 付 確 定 金 額 | 円 |

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。